

愛知県社会福祉審議会

1 日 時

平成 21 年 3 月 25 日（水） 午後 1 時から 2 時 30 分

2 場 所

KKR ホテル名古屋 4 階福寿の間

3 出席者

委員総数 29 名中 19 名

（出席委員）安藤哲委員、石原正委員、岩城正光委員、大沢勝委員、大森惣吉郎委員、大藪武男委員、金澤利夫委員、神谷常憲委員、神谷美智子委員、木澤和子委員、木本優子委員、久保田敬子委員、佐々木雄太委員、柴田寿子委員、神野進委員、深谷英子委員、柵木充明委員、宮田和明委員、矢澤久子委員

（事務局）健康福祉部長始め 20 人

4 議事等

（医療福祉計画課 高橋主幹）

定刻になりましたので、ただいまから愛知県社会福祉審議会を開催いたします。では始めに定足数の確認でございますが、本審議会の委員数は 29 名でございます。現在、17 名のご出席をいただいておりますので、過半数の 15 名を超えております。本日の会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。また委員の皆様のご紹介につきましては、時間の都合もございますので、お手元にお配りしてございます「委員名簿」及び「配席図」により、代えさせていただきたいと存じます。

本日の会議につきましては、「愛知県社会福祉審議会規程」及び「審議会の傍聴に関する要領」により、すべて公開としております。なお本日は傍聴者及び報道関係者についてはお見えになっていないということです。それでは、議事に入ります前に、健康福祉部の小島部長からご挨拶を申し上げます。

（小島健康福祉部長）

失礼致します。健康福祉部長の小島でございます。社会福祉審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては平素から本県の健康福祉行政の推進につき格別のご理解ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また本日は年度末の大変お忙しい中、ご出席賜りまして、重ねて厚く御礼

申し上げます。さて本日は議題が一つ、報告事項が二つ用意いたしておりますが、その内報告事項の（２）といたしましては「21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画」を始め、今年度策定する健康福祉分野の4計画につきまして後ほど説明させていただきます。この4計画にかかる最近の国の動きといたしましては、介護報酬のプラス改定でございますとか、障害者自立支援法の見直しをめぐる動きなどがございます。本県といたしましては、こうした国の動きを注視しつつ、4計画の推進を図ってまいりたいと考えています。

なお皆様ご承知の通り、21世紀あいち福祉ビジョンにつきましては平成22年度に終了致すこととなっております。そこで平成23年度以降の本県の医療・福祉のあり方を示す新しいビジョンを、来年度から2か年かけて策定していきたいと考えていますので、その点よろしくお願ひします。以上簡単でございますが、社会福祉審議会開催にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひします。

（医療福祉計画課 高橋主幹）

それでは議事に入ることとなりますが、その前に資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、会議次第、委員名簿、配席図、資料1「愛知県社会福祉審議会規程の改正について」、資料2「平成19、20年度における専門分科会・審査部会の審議状況について」、資料3「今年度策定予定の健康福祉分野の4計画について」、この資料3については差し替えがございましたので、右上に「差し替え」と記入してございます資料一式に差し替えをお願いしたいと思ひます。最後に参考資料「愛知県社会福祉審議会関係例規」となっております。資料にご不足等がございましたらお申し出お願いしたいと思ひます。

それでは議事に入りたいと存じます。当審議会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、大沢委員長に以後の審議会の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

（大沢委員長）

委員長を務めております大沢です。委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

審議会では愛知県社会福祉審議会規程の改正が議題となっております。ただ報告事項の中で専門分科会及び審査部会の審議状況というのがございますが、もう一つ、ただ今小島部長からご挨拶もございましたように、本審議会で策定しました21世紀あいち福祉ビジョンは平成22年度に計画完了というようなこともございますけども、また平成23年度以降の保健医療福祉のあり方をめぐって、新しいビジョン策定作業も進んでいくでしょう。そのような国と連携しながらの愛知県の福祉行政の方向をさぐる仕事が出てまいります。そのようなものを視野に入れながら、今年度策定予定の健康福祉分野の4計画について報告がございます。

そのようなことでありますので、委員の皆さん方には円滑な会議の運営についてご協力頂きたいと思ひます。簡単ではございますけれども、私からのご挨拶と

させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、始めに社会福祉審議会規程第8条によりまして、委員長が議事録署名者2名を指名することとなっておりますので、私から指名したいと思います。1名は大藪武男委員、もう1名は深谷英子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【 大藪委員、深谷委員：了 承 】

(大沢委員長)

それでは早速議事に入らせて頂きたいと思っております。議題となっております愛知県社会福祉審議会規程の改正についてですが、事務局から説明をお願いします。

(児童家庭課 幸田主幹)

説明させていただきます。資料1をご覧ください。愛知県社会福祉審議会規程の改正についてでございます。資料の1番目に、「1 愛知県社会福祉審議会規程の改正案」ということで示してございますが、現在の愛知県社会福祉審議会の規程の中では第3条のところに、児童福祉専門分科会に別表1左の欄に掲げる審査部会を置き、右の欄に書かれる事項を審議するものとあります。その別表1についてですが、別表1の児童措置審査部会に調査審議事項として、2項目加えるというのが今回の改正内容であります。

下線部分をご覧ください。(2)のところ、「愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。」と、(3)のところ、「児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。」この2項目を追加して頂きたいというものでございます。

2の背景のところでございますけれども、(1)「児童虐待による死亡事例等の検証について」という部分でございますが、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正が行われまして、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」ということが、地方公共団体の責務ということとなりました。この事例分析を行う検証組織について、国は、児童福祉審議会の下に部会等を設置することとしております。

それから(2)の「被措置児童等虐待に関すること」についてでございますけれども、この被措置児童等というのは、いわゆる施設内虐待、施設等の中で行われる虐待の事を指しております。

児童福祉法の改正によりまして、被措置児童等虐待の発見者の通告義務等が定められました。この改正法において、県は被措置児童等虐待事実の発見通告の受理、虐待を受けた被措置児童からの届出の受理及びそれら通告内容等に係る確認、適正な措置を講ずるとともに、児童福祉審議会に報告すること、また報告を受けた児童福祉審議会は、意見を述べるということが定められました。

児童福祉審議会について、国は、「児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門部会の設置」や「児童措置を審議する部

会において被措置児童等虐待について審議すること」などを想定しております。

3番の、「愛知県での実施方式(案)」をご覧ください。愛知県におきましては、児童措置審査部会がございます。この部会では児童虐待に関するいろいろな処遇に関する審議を行っておりますので、「死亡事例についての検証」についてもここが適当というように考え、それから先程述べました「被措置児童等虐待」これは施設内における虐待ですので、これに関してもこの児童措置審査部会において審議することが適当でないかと考えましてこのような案を作成しました。

下の【参考】のところをご覧ください。本県の場合の社会福祉審議会が児童福祉審議会の機能を持ち合わせておりますので、児童福祉審議会と先程申した部分については、社会福祉審議会と読み替えるような形で対応するという事となっております。

以上、規程の改正ということでこれを提案させていただきますので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(大沢委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご意見はございますでしょうか。

(岩城委員)

まず最初の死亡事例の検証についてです。私は厚生労働省の死亡事例の検証委員会の専門委員を6年務めております。国、厚生労働省の立場から死亡事例の検証を行ってまいりました。この児童福祉法の改正で各都道府県が検証するように義務付けた規程をおいた訳ですけども、お聞きしたいのは、この検証委員会というのはこの措置部会のメンバーだけに限っているのでしょうか。もしもこの5名に限っているとすれば、検証としては不十分です。志水先生という方が小児科医ということで、どういう方か知りませんが、法医の先生が入っていない等、バランスはとれているかどうか、さらにメンバーを追加することはできるか等についてお聞かせ願えないでしょうか。

(大沢委員長)

構成メンバーについて、メンバーの変更は可能かということですね。

(児童家庭課 幸田主幹)

構成メンバーのこともありますが、まず作業としてこの審査部会だけで可能かということがあります。我々が今考えている案としましては、審査部会の下に作業部会を設け、その作業部会の中で必要なメンバーを揃える形で原案のようなものを作り、それを審査部会にあげるといふような2段階方式を考えております。その中でどのような事例によっても必要な者が参加できるような作業部会の形態を考えたいと思ひます。最終的な審査は審査部会の中でいふように考えております。

(岩城委員)

作業部会というのは事務局がやることですか。それとも別の民間の人を含めるということですか。

(児童家庭課 幸田主幹)

まだ詳細の決定はしておりませんが、基本的には該当した施設は省かなければなりませんし、該当した児童相談所も省かなければならない。それ以外の関係者で作業部会を行うということです。

(岩城委員)

今まで各都道府県の検証事例をやってきました、今現在、おそらく厚生労働省が5月くらいに死亡事例の検証の報告書を発表します。私もそれに参加して意見を述べているわけですが、行政が中心になってやる検証は、ほとんど意味のない検証であるというのが、国の検証委員会での議論です。それは何故かという、問題点の掘り出しが、なかなか上手くいかないからです。ですからもしも作業部会を設けるのであれば、行政が担当するだけではなくて、積極的に例えば民間のNPOであるとか、その分野の専門委員をいれるような形にしてメンバーを増やさないと、通り一遍の議題になってしまい、改善にはならない、というのが国のレベルでの議論です。そのことは、明確に、今度の厚生労働省の発表する死亡事例の検証の報告書に明記されておりますので、作業部会については、どうか是非柔軟に外部の人を入れるような形にして頂きたいと思います。

(児童家庭課 幸田主幹)

作業部会のメンバーについては、まだ定めておりませんので、その中でそのようなことを配慮していきたいと考えます。

(大沢委員長)

要するに、実質的に今岩城さんが指摘されているような、検証が実効性のあるものになるというように、このメンバー構成についても、十分考慮して欲しいというお話だと思います。そういう観点から色々な検討が必要な大事な課題だと思います。作業部会では、そういうことを含めて是非よろしくお願ひしたいと思っています。

(岩城委員)

ついでですが、この死亡事例の検証について、今まで、高知県であるとか、千葉県であるとか、昨今の死亡事例の京都の長岡京市での事件とか、全部関わってきましたけれども、時間がかかりすぎているところが結構問題だと思います。1年前の死亡事例の検証を1年後に報告していたのでは間に合わない。ですから、検証するときには短期間で集中的に関係者から事情を聞けるような調整を心が

けて頂きたいと思っています。そして、あと死亡事例のようなときは裁判になっていますから、愛知県の場合には、出ていると思いますけれども、死亡事例の場合には、まず法廷に傍聴に行き、更に刑事裁判になった場合に裁判がどのように進められているのか、そこで初めて事情が分かる。つまり児童相談所が握っている限られた情報のなかで検証するというのであれば、意味がない。だから情報を多角的に集めるという努力を、作業部会ではして頂けるように望みます。おそらくこれも厚生労働省の報告書に盛り込まれるはずです。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。今貴重なご提議がございましたが、これは基本原則の問題でもありますね。事務局の方でも承知していると思いますが、更に、今日の委員会をきっかけに十分配慮して進んでいかなければならないと思います。

(岩城委員)

作業部会の規程を設けて欲しい。事前に作った方がいいと思います。もう既に、高知県なんかは、実際、先ほど言いましたニュースにもなった死亡事例については私がずっと検証してきましたけども、その作業部会の、その規程について、死亡事例が起きてから委員会を立ち上げたり、作業部会を立ち上げるというのでは手遅れなので、できれば各都道府県から情報を集めて頂いて、事前に作業部会の規程をご準備頂ければありがたいと思います。

(大沢委員長)

それでは、今のようなことを含めまして取り組んで頂ければと思います。もちろん基本調査はやらざるを得なくなるというように思いますけれどもよろしくお願いします。それではその他、これに関連したご意見ご質問が何かございますでしょうか。どうぞ。

(岩城委員)

2個目の児童福祉法の改正の被措置児童等の虐待ですね。要するに施設内虐待ということです。この施設内虐待の法律の改正は、内部通告を積極的にさせるということです。児童虐待の場合に、通告義務がありますよと、特に医者や保健師などの医療関係者や学校の関係者とかに通告義務がありますよという規定を児童虐待防止法に設けているわけですが、児童福祉法のなかに、今度は内部告発も積極的にしてもいいですよと、この内部告発をしたことによって、不利益処分をされませんよ、ということでの規定なんですね。しかし実は内部告発で施設内虐待が防止できるかと言ったら、防止できるわけがないんです。何故かという、内部告発をするには相当な勇気がいるわけです。法律で責任はとらせないよ、だからどんどん通告しなさいと、今までの食品偽装の事件は、全部内部告発ですね。内部告発で、企業の社会的コンプライアンスを求めるという姿勢になってきてい

るわけですが、内部告発で施設内虐待がなくなるなんていうのは、これは建前なんです。だから何が一番大事かという、実は、施設に苦情処理委員会というのが、いかに民主的に機能されているかという調査や検査を是非ともして頂きたいです。内部告発をしても責任をとらせませんよ、というのではなくて、苦情処理委員会の中で、どれだけ機能しているかの実態把握をしていかないと、この法律は意味がないということです。それともう一つ一番肝心なことです。これは国の責任だと思いますが、児童福祉施設の最低基準を変えない限りは、どこの児童養護施設も子どもたちの状況ははっきり言って、ネグレクトの状態です。これがどれだけ、まあこれは国の補助に頼っているところがあるので、大変な状況ですけれども、子どもたちの、この処遇の状況ですね、この最低基準を少しでも、積極的に愛知県が取り組まないと、施設内虐待の根本的な解決にはならないという風に思っています。

(大沢委員長)

はい、ありがとうございます。その他、何かご意見はございますでしょうか。問題点、それから若干の色々な疑問が委員の方々の中であつたと思えますけれども、岩城委員の方からご指摘があつたことに対して、これは委員会としても助かりますが、この今のような原則問題、それから実際対応する措置の問題ですね、そういう点について、十分留意しながら検討を進めて欲しいと思っております。

それでは議題の規程改正についてはご承認頂けますでしょうか。よろしいでしょうか。

【 了 承 】

(大沢委員長)

ありがとうございます。

議題はこれで終わりましたけれども、あと報告事項が二つございます。一つはこの審議会における専門分科会、それから審査部会の審議状況がございます。2か年に渡る報告になって申し訳ないと思えますけれども、事務局の方から報告をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

それでは資料の2をお開き頂きたいと思えます。ただいま委員長の方から、19年、20年の2か年の報告ということでございます。社会福祉審議会の開催が1年半空きましたので、2か年の報告をさせていただきます。その前に資料の2のこととございますが、当審議会におけます、分科会及び部会につきまして、概要をご説明させていただきます。資料1をご覧ください。当審議会には4つの分科会があり、その中で身体障害者福祉専門分科会には審査部会、児童福祉専門分科会には里親審査部会、ただいま議論になっております児童措置審査部会の計3つの審査部会を設けております。

その内容につきましては、下の（１）からの記載でございますが、身体障害者福祉専門分科会及び審査部会については、身体障害者福祉法に基づきまして、身体障害者手帳の申請書に添付する診断書を作成する医師の指定審査、及び身体障害者の障害程度の審査等を行うものでございます。

また（２）の民生委員審査専門分科会でございますが、民生委員法の規定に基づき、民生委員の委嘱、解嘱の適否について調査・審議するものでございます。

次に、（３）の児童福祉専門分科会及び審査部会、里親審査部会及び児童措置審査部会についてでございますが、児童福祉法施行令の規定に基づきまして里親審査部会が、また児童福祉法施行令の規定に基づき、保護を要する児童の処遇について調査審議する児童措置審査部会等を設けております。

最後に、（４）２１世紀あいち福祉ビジョン専門分科会でございますが、本県の福祉に関する総合計画である「２１世紀あいち福祉ビジョン」の目標達成に向けてのフォローアップを行い、新たな課題について調査審議する専門分科会でございます。

それでは活動実績でございますが、１枚おめくりいただきまして、２ページの方をご覧頂きたいと思っております。

まず、（１）の「身体障害者福祉専門分科会審査部会」でございます。ただいまご説明申し上げました通り、平成１９年度と２０年度の審議状況を報告させていただきます。平成１９年度の審査部会といたしましては計６回、内容といたしましては、身体障害者福祉法第１５条第１項の規定に基づく、身体障害者手帳の交付申請に添付する診断書を発行する医師の指定、障害者自立支援法第５９条第１項の規定に基づく、更生医療の給付を行う医療機関の指定、及び身体障害者手帳に関する障害程度等級の認定等の審査をいたしているところでございます。

なお、表にございます、特別障害者手当等に関する障害程度等級の認定につきましては、該当審査件数がございませんでした。

あわせまして、計６回行いまして、５８７件の審査をしているというところでございます。

同様に平成２０年度におきましても、年６回開催いたしまして、審査件数といたしましては６５３件という結果になっております。

続きまして、右側の（２）「民生委員審査専門分科会」についてでございますが、平成１９年度に一斉改選がございましたので、２回開催させて頂いております。なお、民生委員、児童委員及び、主任児童委員の任期途中における委嘱・解嘱等の審査につきましても同様に行っております。また平成２０年度につきましては、開催がございませんでした。

次に、（３）の児童福祉専門分科会 里親審査部会でございますが、平成１９年度におきましては３回開催させて頂いております。平成１９年度は２６件を審査し２６件の承認ということになっております。また同様に平成２０年度におきましても年３回開催しまして、２７件を審査し、全て認定されたということとなっております。続きまして、次のページでございます。

（４）の「児童福祉専門分科会 児童措置審査部会」でございます。平成１９

年度におきましては年4回開催させて頂いておりまして、審議件数7件、ということ、被虐待児童等の処分にかかる審議につきましては、審議件数7件、被虐待児童等の経過報告が9件というかたちでございます。続きまして平成20年度におきましても年4回開催しておりまして、表に記載どおりの審議件数及び経過報告になってございます。

また(5)の、21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会でございますが、平成19年度は2回開催しておりまして、第3期実施計画の進捗状況等についてご報告をする、また第4期実施計画の策定方針案について審議をしたところでございます。平成20年度におきましては第4期実施計画の策定に向けまして審議をお願いしておりまして、4回の開催ということで、本年3月23日に第4期実施計画案をご承認頂いたところでございます。説明は以上でございます。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。ただいまの専門分科会のご報告について何かご意見等ございましたら出して下さい。平成19年度の社会福祉審議会のなかで審議会そのものを開いてやるというわけではございませんが、専門分科会等の活動を重ねてきてきたことの報告でありました。よろしいでしょうか。それでは第2の報告事項に移りたいと思います。

今年度策定予定の健康福祉分野の4計画についてということで、差し替えの資料をご覧頂きたいと思います。それでは報告をよろしく願います。

(医療福祉計画課 寺田課長)

よろしく願います。それでは報告事項の2番目といたしまして、今年度策定予定の健康福祉分野の4つの計画についてご説明させていただきます。資料3をご覧頂きますようお願いいたします。

本年度、21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画を始めとします、4つの計画につきまして、それぞれ関係の方々や、あるいは有識者の方々の検討組織のもと、策定作業を進めてまいりました。1月の下旬から1か月間パブリックコメントを実施いたしまして、今年度中に最終的なとりまとめを行い、来年度からその実施に取り組んでまいる予定でございます。

本日はまず1ページ目の資料の4つの計画の位置づけなどについてご覧頂きました後に、2ページ目以降の資料を用いまして、それぞれの計画についてポイントと思われる点を中心に説明させていただきます。

1ページ目でございますが、この資料は左から順に21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画をはじめ4つの計画につきまして、それぞれ根拠法、計画期間、策定の趣旨と今回の計画のポイントをまとめたものでございます。

まず一番左の21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画でございます。21世紀あいち福祉ビジョンは本県の福祉の進むべき方向を明らかにする総合的なビジョンといたしまして、平成13年に策定しておりまして、計画期間は22年度までの10年間でございます。このビジョンのもとにこれまで3期にわたりま

して実施計画を策定してまいりました。今回はこのビジョンの最後の2年間にあたります平成21年、22年を計画期間といたします、第4期の実施計画を策定するものでございます。策定の趣旨につきましては、表に記載のとおりでございますが、21世紀あいち福祉ビジョンの実効性、具体性を高めるために具体的な取り組み方法、主要な施策を示すものでございます。

次に左から2番目の第2期障害福祉計画でございます。これは障害者自立支援法に基づきます3か年の計画でございます。策定の趣旨は市町村障害福祉計画の策定に資するために広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るというものでございます。

次に左から3番目の第4期愛知県高齢者保健福祉計画でございます。これも3か年の法定計画でございます。策定の趣旨は介護保険法に基づきます、介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づきます老人福祉計画を一体として策定しまして、総合的な高齢者の保健福祉や介護保険制度の円滑な運営を図るというものでございます。

次に一番右側の第2期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画でございます。こちらはホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づきます5か年の計画でございます。策定の趣旨はホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施し、ホームレスの自立の支援を図るというものでございます。またそれぞれの資料の下の欄に今回の計画のポイントというものを記載しておりますが、これにつきましては2ページ以下の資料に沿いまして順次ご説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画についてでございます。資料の左側の2番目の基本的な考え方のところでございますが、今回策定いたします第4期実施計画は、第3期計画の進捗状況の評価、あるいは新たな課題などをふまえた見直しを行うものでございます。

中ほどに主な健康関係計画一覧表というものがございましてご覧下さい。福祉ビジョンと実施計画、それとこれに関連する個別分野の計画につきまして、それぞれ期間をまとめた表でございます。福祉ビジョンの実施計画の柱となっております、児童、障害者、高齢者の各分野につきましてはそれぞれ法定計画がございまして、表の中の太い線で計画の期間を示しております。また白い矢印で示しておりますように今回の第4期実施計画につきましては、障害者及び高齢者の各計画と各改定時期が重なっておりますので、これらの計画の改訂内容と整合を図って記載しているところでございます。ホームレスに関する計画についても同様でございます。なお児童福祉の関係の分野につきましては、法定の計画であり、次世代育成支援対策行動計画の改訂が平成21年度に行われる予定でありますので、今回は見直しを行っておりません。

次に資料の右側に今回の資料の見直しのポイントというものがございましてご覧頂けますようお願いいたします。第4期実施計画では、その親計画でございます。21世紀あいち福祉ビジョンの体系にならしまして、ご覧のとおり、分野の1から5に分けまして、健康づくり、子育て、障害者、高齢者とサービス提

供システムの構築について、それぞれ記載しております。このうち分野3と4につきましては先ほど触れましたように法定の計画に合わせた内容となっておりまして、次の分野5につきましても、今回改定いたします、ホームレス自立支援等実施計画の内容を取り込んで記載しておりますほか、保健医療福祉のマンパワーの養成確保といたしまして、近年問題となっております福祉を支える人材の確保に関する記載を行っているところでございます。

また一番上の分野1につきましては昨年度改定いたしました健康日本21あいち計画の内容、また平成20年度から各医療保険者が実施することとなっております特定健康診査、特定保健指導について、この他、本県が県民の健康長寿を実現するために平成18年3月に発表いたしました健康長寿あいち宣言などにつきましても新しく記載しているところでございます。21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画の概要は以上でございます。

なお、特段資料を用意してございませんけれども、冒頭の健康福祉部長の挨拶の中でもございましたように、福祉ビジョンの計画期間が平成22年度に終了いたしますことから、23年度以降の本県の福祉のあり方を示す新しいビジョンの策定作業に来年度から着手してまいりたいと考えております。次期のビジョンにつきましては具体的な検討はこれからでありますけれども、現行の福祉ビジョンの理念を継承しつつ、福祉をとりまく状況の変化を踏まえまして、新たに医療、あるいは健康、危機管理等の分野も含めまして、本県の保健・医療福祉のあり方を示す健康福祉分野の総合計画としていくことを考えているところでございます。

次に資料の3ページをお願いいたします。第2次愛知県障害福祉計画についてでございます。今回の計画のポイントと思われる点についてご説明をいたします。

ページの左側の中ほどの3番、地域生活移行についての数値目標の設定と対応のところでございます。地域生活への移行につきましては、第1期の計画におきまして平成23年度の目標をたてておりますが、今回の第2期の計画におきましても、国の基本指針に基づきまして、これらの目標値を踏襲する見込みまして、その確保策について記載しております。

最後に5の障害福祉圏域の現状とサービス見込量でございます。この項目は市町村と協働してサービスの基盤整備を進めるために、第2期の計画において新たに記載をした項目でございます。まず障害のある方の人数や圏域内でのサービスの充足率など圏域単位での特性や課題などを整理しまして、その上で11の圏域ごとの平成21年から23年度までの各年度のサービス利用見込量と必要とされるサービスの基盤整備量を記載しているところでございます。その上で新たに設置いたします、圏域の会議におきまして、サービス利用実績や基盤整備状況の検証と、今後の方策などについて検討を行うこととしております。

次に資料の4ページをお願いいたします。第4期の高齢者保健福祉計画についてでございます。第4期計画における主な施策について説明させていただきます。ページの左側の中ほどの3番の主な施策のうち(1)介護サービスのなかの居宅サービスについてでございます。要介護度にかかわらずご高齢の方ができる限り在

宅で自立した日常生活が営めるようにするために、多様な事業者の参入の促進を図りまして、下の表のとおり、利用見込み量の確保に努めることとしているところでございます。

次にこの下の施設サービスについてでございます。真に施設サービスが必要な方が必要な時に利用できるように下の表のとおり特別養護老人ホームなどの整備を計画的に進めることとしています。

次に資料の右側にまいりまして、○がうってあります介護保険料についてでございます。第4期計画期間における平均保険料額は月額3,941円となっております。第3期と比較しますと、52円の減額となっております。この減額になりました理由につきましては、平成21年度からの介護報酬改定がプラス3.0%となりまして、介護職員の処遇改善を図ることとされましたが、それに伴います介護保険料の急激な上昇を抑制するために、その上昇分を国費で負担し、保険料が軽減されることになったということがございます。

次に(2)の認知症高齢者支援対策の推進でございますが、認知症となっても安心して暮らせる地域づくりを進めるため認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターの養成を進めることとしております。

次に(3)の在宅医療でございますが、一つ目の○のところでございますように在宅療養支援診療所を中心に、かかりつけ医や訪問看護ステーション等の医療連携を図ることとしています。また3つ目の○でございますが、在宅患者の状況にあった在宅サービスを実施できるよう、保健・医療・福祉の連携による地域の在宅療養支援システムの推進に努めることとしています。

次に4番の見守りサービスの提供体制の整備につきましては、一つ目の○でございますが、地域におけるネットワークづくりの重要性についての普及啓発を行うこととしております。また三つ目でございますが、介護支援専門員が高齢者のうつ病や精神的不調などに早期に気づき、見守りや専門的な相談へとつなぐ役割を担えるよう、資質の向上を図ることとしています。

最後に資料の5ページをお願いいたします。第2期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画についてでございます。2の現状と問題点の(1)のホームレスの現状でございます。ホームレス数は平成15年1月の全国ホームレス実態調査では2,121人でありましたが、21年の1月の調査では929人のホームレスが確認されておまして、全国でホームレス数が多い順番で愛知県は5番目となっております。

次に(2)のホームレス対策の問題点といたしましては、高齢化、長期化、ホームレスのままがいいといった、自立意欲の低下が進んでいることなどによりまして、より自立が難しくなっていること、また名古屋市以外では生活保護による自立が中心であり、生活保護の適正な実施と適用後のアフターフォローが必要であることなどが挙げられるところでございます。

次に3番目のホームレス対策の推進でございますが、(1)の基本目標の一つ目といたしまして、経済情勢を踏まえまして上でホームレス自立支援対策を実施することといたしまして、これまで最もホームレス数が少なかった平成20年

1月の調査結果である851人より、さらなるホームレス数の減少を目指していくこととしています。また二つ目の目標といたしまして12の項目の課題につきまして、推進すべき取組の方針を示しまして、計画期間内に具体的な進展を図ることとしています。これは平成20年7月に示されました、国の新たなホームレスの自立支援等に関する基本方針に沿ったものでございまして、就業の機会の確保を始めとしました12の項目となっております、第1期の計画から変更はございません。次に右側でございます、(2) ホームレス対策の個別課題と推進すべき取組のところでは、この12の項目につきまして、項目別の課題と推進すべき主な県の取組をまとめた表にしております。

細かい内容につきましては、省略させていただきますが、右側の県の取組欄の太字になっております部分が、今回の第2期の計画で新たな取組として盛り込まれた内容でございます。説明は以上でございます。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。少し盛りだくさんでございますけれども、ここがございますようなことで健康福祉分野の4つの計画につきまして、内容が濃いですが、どこからでも構いませんのでお気づきの点、ご意見、ご質問や内容についての検討などもよろしくお願いします。

(岩城委員)

大変偏った考え方かもしれませんので申し訳ないですが、実はですね、高齢者について(4)の見守りサービスの提供体制の整備とありますよね、これは市町村における高齢者見守りネットワークということで、これは高齢者だけでお住まいの方につきまして、家庭訪問等するなどして、ネットワークを作って支援していこうというサービスだと思うのですが、実は見守りサービスに該当するものが、障害福祉に具体的にどのように盛り込まれているものか。おそらくこの第2期愛知県障害福祉計画案の概要の右側のページの主なサービス確保策の中に、訪問系、日中活動系、居住系と混ぜて書いてあるところがそこのかかもしれませんが、実は知りたいのは高齢者については高齢者虐待防止法という法律がありますが、実は障害者の虐待の方が深刻なのに法律ができていません。今国会議員が議員立法で作ろうと働きかけているのですが、障害のある方がせっかく一般就労していても、就労先で虐待されるとか、あるいは施設の中で虐待されるとか、そういった話もあるものですから、サービスについてはどこに位置づけられるのかをご質問したいと思います。

(大沢委員長)

障害のある方についての見守りサービスについてはどういう枠組みで考えているかということだと思います。

(障害福祉課 横田主幹)

障害福祉課の横田と申します。今ご質問にございました障害者の見守りサービスでございますが、まずこの計画でございますが、障害福祉サービスの見込み量の確保策がまず第1の目標となっております。今お話されました、障害のある方の見守りにつきましては市町村事業の中に相談支援事業がございまして、その中で色んな相談に応ずることになっております。具体的には市町村には自立支援協議会というものを設置してございまして、その中におきまして虐待について対応することとなっております。虐待等について相談がありましたらその自立支援協議会の中で検討することとなっております。次に虐待のお話でございますけれども、国の方で虐待防止法について議員立法で提案する動きがでておりますので、その内容を注視していきたいと思っております。

(大沢委員長)

よろしいですか。できるだけ障害のある方、高齢者、それから子どもの場合もそうかもしれませんけれども、福祉に関する地域の見守りサービスの提供が行き届くことが大事だと思います。ですから見守りサービスの提供体制を高齢者のところに記載しているということで、ご質問があったと思います。ですから基本的には、それぞれの領域で必要な各地域の小さな枠組みでの日常的な見守りサービスがいないのではないかということだと思います。またこれは行政サイドの方で工夫しながら進めていってほしいと思います。

今のことも構いませんし、他のことも構いませんので何か質問はありますでしょうか。どうぞ。

(金澤委員)

2ページの21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画のところですね、右のページの今回の見直しのポイントに1から5まであり、4の今回の見直しのポイント中の分野の2に、子どもが健やかに育ち、子育てに夢をもてる、環境づくりの推進とあり、下には21年度に計画改定予定であることから今回見直しを行わないとあります。見直しのポイントと書いてあるのに今回見直しを行わないという言葉を入れるということは、21年度次世代育成支援対策行動計画の中に何か、箱書きの内容を全部取り込んでいるからこの福祉ビジョンの計画には取り入れないというように理解していいのか。

何か、この見直しのポイントと書いて今回見直しを行わないようなことをここに挙げるといことはおかしいのではないかと。そのまま通していったらこの文章だけ一人歩きして提案したものが何でもしゃんしゃんと言って、今一番困っているのが少子化対策で、世の中これから日本をどうするかという基本課題の中の重要事項なのです。子育て、次世代の問題などはそういうことと我々は認識しているのだけれども、分野の2でこういう簡単な表現をしているといことは何か意味があるのか。

(大沢委員長)

今のは大事なご指摘なのですが、見直しをしないという対象は为什么呢。小さい漢字で書いていますが。子どもが健やかに育ち、子育てに夢をもてる、環境づくりの推進ということの、より一層の推進ということが見直しということなのでしょうね。ですが今回見直しをしないというのは次世代育成行動支援計画を改定するので、それと関わっているのかなと思いますが、その点、ご説明をお願いします。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

見直しのポイントというところで見直しをしないという表現について、疑義が生じたようで申し訳ありません。内容でございますが、左側の表を見て頂きますと、次世代育成支援対策行動計画が、17年から21年の計画となっております。21世紀あいち福祉ビジョンにおけます第3期実施計画18年から20年、この計画には実は次世代育成支援対策行動計画の前期計画を取り込んで記載しております。次世代育成支援対策行動計画は21年度に切れまして、22年度からの後期計画を作成するというので、21年度において見直しを行うと。現在の福祉ビジョン第3期実施計画の記載内容は前期計画の記載内容に沿ったものでございますので、第4期実施計画も第3期実施計画のままでいくということでございます。

今お尋ねの見直しのポイントというかたちで記載するとすれば、見直す内容として基本的にポイントとして書けるものが無いということで、このような書き方となってしまったことをお詫びいたします。内容的には次世代育成支援対策行動計画そのものの記載内容が第4期にも継続すると、第3期に計画したものが第4期にも継続するということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(大沢委員長)

何か上手い表現はないでしょうか。「子どもが健やかに育ち、子育てに夢をもてる、環境づくりの推進」というのは21世紀あいち福祉ビジョンのポイントの一つでもあるのでしょうか。これはこれで21年度まで行っていくということで、変わらないということですね。元々のその計画自体について、各年度ごとに工夫をこらして、できるだけそれが前に進んでいくような方向で施策が実施されていくというのが基本ですね。だからそういう点で言えば、この分野2というのは「子どもが健やかに育ち、子育てに夢をもてる、環境づくりの推進」というのを引き続き一層進めていくという趣旨と理解していいのか、どうか。それともこれは既に行っていることで、見直すということになると別な表現が分野の2で必要となるが、これは今の説明だとそうではないですね。見直さないこととなると分野2が消えてしまうことになってしまいますが、それも困りますね。

(金澤委員)

元々これは法の下に、次世代育成の基本的な法律があるんだよ。だから膨大な項目があって、そういうものを前提としながら、こういう地方である県は条例に

基づいたりとか、そういったものに基づいて施策を展開するわけだ。こんな時に、いわゆる県の福祉ビジョンというような大きな前提となるところにまるっきり抽象論で、「子どもが健やかに育ち、子育てに夢をもてる、環境づくりの推進」なんてこんなものは何にも響いてくるものはないわけだ。抽象論で。ここで、21年度に終わる次世代育成支援対策行動計画については22年度からはこれこれこういうことをやるとか、何かここに魂を入れなかったら、これは何のために審議会でこういうものを報告するか分からないですよ。ちょっと部長か誰か知らないけど答えて頂けないか。

(子育て支援課 佐藤課長)

ただいまのお話、委員の皆様には既に十分ご理解を頂いていらっしゃると思いますけれども、21年度につきましては次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画の最後の年となりますので、計画を積極的に進めてまいります。22年度は新たな計画期間に入りますので、今のご意見の詳細につきましては、さらに検討をさせていただきますけれども、計画の内容につきましては積極的な見直しは行わないということにいたしましても、22年度の資料の表現は少し書き込めるところを入れていきたいと思っております。ただ見直しということは、来年度、策定協議会で次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画を策定いたしますので、新たな取組についてはそこに盛り込むことにはなるとは思いますけれども、色々なかたちで今のご意見を頂きながら、少し検討させて頂きたいと思っております。

(金澤委員)

委員長が当局の発言を整理して頂いて、この審議会の議事録として今の記録を残すということをして頂かないと、何故か見直しを行わないという言葉だけが残ってしまいますので、その辺のことの整理をおまかせして終わります。

(大沢委員長)

この趣旨は平成21年度の次世代育成支援対策行動計画を改訂する、これはもうそのとおりなので、問題はそれを受けて、具体的な施策のなかで少しずつでもステップを前進することであるわけです。そういう努力を含めて表現してもらおうと、この子育て支援に関して言えば今年の策定の見直しの作業が次の改訂につながるということになりますので、そういう趣旨を含めて今出されましたご意見等十分勘案しながら少しこのところの表現に工夫を加えるということにしたいと思っております。何か委員サイドから今のようなことで取り組もうとする際に作業上何か問題があれば出してもらって、予測される問題が特段無ければ今のようにさせて頂いていただくということにしたいです。何か他にご気づきの点がございませうかね。

(医療福祉計画課 寺田課長)

医療福祉計画課長でございます。この2ページのところの策定の責任は計画課、私の課でございますので、やや責任を感じているところでございますが、2ペー

ジの左側のところに表がございますけれども、もともとあいち福祉ビジョンというものが13年度にできた頃にはその下にあるような各個別分野の法律に基づく計画というのは無かったわけですが、この10年間の間にどんどん充実してきたということがございます。それが無かった時代にビジョンの下に実施計画というものを設けて愛知県としては進んできたわけですが、言わばこの実施計画に相当するレベルのものが法定計画として作るというように国の法律によって期間を決められてやってきたという中で、この法定の計画と実施計画との関係をどう整理するかというのは、実はかなり苦慮しながら専門分科会の方でも議論して頂いてこのように進めてきたわけでございます。そういった経過の中で、この分野2の部分につきましては今回2年間の計画をつくるということに関連して、この部分は別に法定の計画の改訂作業が進むことになるのでそちらに沿ってこの分野を進めていきたいということでございまして、その作業の流れで見直しを行わないということだけ書かせて頂いたわけですが、この分野について、なにがしか個々の計画が後退するとか、そういうことでは全くございませんので、そこをご理解頂ければと思います。

(大沢委員長)

理解はいいのだけど、理解は多くの人にしていただかなければいけないわけで、見直ししないということだけがクローズアップされると、何か一般にはどこかで止まった印象を与えます。やっておられる方はそうでもないかもしれないけど。ですからそういう点では、福祉ビジョンの実施をやっていくプロセスでも、絶えず改善が加えられて、特にこの次世代育成支援対策行動計画が改訂されるということも視野に入れながらある程度改善の措置をとっていくことはありえるわけだから、ここでどんな表現をするかということは少し時間かけて検討させてもらわなければいけないことだけれども、まあ僕の見ている限りでは細かい部分の表現のところがちょっと舌足らずのところがあるんじゃないかという感じがするので、そのあたりのことに厚みをもたせてはどうかということですよ。

(医療福祉計画課 寺田課長)

今のご発言を踏まえまして、後ほど会長とご相談させて頂いて、誤解あるいは違った形で伝わることはないように表現を工夫していきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(大沢委員長)

金澤委員、よろしいですか。

(金澤委員)

はい。

(大沢委員長)

それでは私の方でおまかせさせていただくということにしたいと思えます。それでは少し丁寧に表現していただいて、実際にすすめていく計画のところでもワンステップ、ツーステップ改善していくような方向で今年度もすすめていくことになるように努力をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。その他何かご意見ございますでしょうか。

(神野委員)

確認とお願いということなんですけども、ホームレスの関係で確認したいことがございます。一つは今回現状調査について各市町村から挙げられたということでございますけれども、その数日のものというのは間違いはないと思うのですが、社会的にこうした景気が悪くなっていくときというのは、かなり数が流動的になりやすいと思っています。それと名古屋市中村区役所は有名になっていきますけれども、やはり他府県から移動される方も非常に多いということがありますので、目標として20年の1月調査の851人に戻すということですが、たぶんこの1番の目的は、やはりそういう人たちをつくっていかないということと、そういう人をいかに社会復帰させるかということが重要な問題だと私は思うのです。そういう点でいくと、例えばこの1年間なら1年間の色々な支援活動をした時に、社会復帰された人は何人いるんだという視点も逆にはいるのではないかと思います。ですからフォローというようにも書いてありますけれども、そうした中で社会復帰された人が今回1年間でどれぐらいいましたと、しかし実際的に色んなところで失業が起きれば、またそういう人達は増えたりはしますので、やはり県としては内外に示すためには、やはりどれだけの人実績を下回っているかということも示す必要があるのではないかなというように思いまして意見とさせていただきます。

(大沢委員長)

今の件、何か分かるところはありますか。どうぞ。

(地域福祉課 鎌倉課長)

地域福祉課、鎌倉でございます。ホームレスにつきましては、大いにご指摘のとおり最近移動型というのも増えてまいりまして、夜だけ公園に寝泊りして、昼間はどこか他の市へ行ったりするような状況もありますので、これは市町村で1月に一斉に目視調査ということでやったということでございます。それが929人ということですので、ある一定の時間帯で見た数ですので、かなり正確な数字だと思っておりますけれども、そのように漏れた方も見えるかもしれないですけども、私どもとしては巡回相談員というのもおりますので、そういう方は現地の公園等に行って、ホームレスの方とお話をして、自立を助けるということをやってみえる相談員もおります。そういう方についても状況把握に4月に一緒に行きますので、どういう状況で増えているのか減っているのかということをつかんでいきたいと思っております。それからアフターフォロ

一の関係も第1期の前の計画は何人自立したかというのを目標にしておりまして、5年間で1500人という数字をつくっておったのですが、もう4年半で3100名以上が自立したという実績が挙げられているのですが、残念ながらその後のフォローがですね、十分ではなくて、また自立させた人が戻っているケースもあったというようなこともありまして、やはりアフターフォローが大事だろうということで、今度は生活保護がかなりかけられるようになりましたので、生活保護だとその後のフォローもかなり見ていきますし、今は就労支援プログラムということで、生活保護にかけても今は若い方ですので、まだ働く方も多うございますので、そういう就労の指導をしていくというようなこともやっておりますので、それもちょうとアフターフォローのところで書かせて頂いているのですがけれども、住宅に送りこんだからと言って終わりにするのではなくて、今おっしゃるようなあとのフォローも今回の第2期の計画ではみてくようにと市や町にも働きかけておりますので、その点も配慮して計画を策定したつもりでございます。以上でございます。

(大沢委員長)

はい。どうもありがとうございました。よろしいですか。なかなか実態をつかむというのはこういう場合は難しいと思いますけれどもね、とにかく手際よく力を入れてやることしかないと思います。丁寧なフォローが行われていけば、誤りも少なくなっていくのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。その他ございますでしょうか。では岩城さんどうぞ。

(岩城委員)

3ページです。障害福祉計画の概要についてです。左側の、「3. 地域生活移行についての数値目標の設定と対応」についてです。そこで平成17年10月1日現在、施設入所者数が4,400人程度いらっしゃる。地域生活へ移行させようとする数の平成23年度末までの目標設定が640人いらっしゃる。同じようにこれを右側の表を見ますと、4番目の障害福祉サービスの見込み量の確保の居住という欄を見て頂くと、施設入所支援がですね、460人が、3,981人に施設入所支援を増やすと言っている。それで数字がちょっと合わないなと思うのが、どちらも平成23年度の見込みですよ。4,385人のうち、640人を地域のなかで生活できるように、支援していこうとするならば、何故平成23年度が3,981人になるのかなと思います。4,385から640を引くと何故3,981と数字が合わないのかなというところを教えてくださいたいと思います。これは数字の問題だけですが、それと基本的に障害者を地域の中で生活できるようにするというのは、これはとても大切なことなのですが、地域の受け皿に対して、どんな受け皿があるのかと。受け皿もないまま施設から追い出すようなことになっていないか。このあたりは私としては非常に心配なところ。その点の方針などを聞かせて頂ければありがたいです。

(大沢委員長)

今のご質問にお答えしてください。どうぞ。

(障害福祉課 横田主幹)

まず3番の福祉施設の利用者の数と右側のサービス見込み量の違いでござい
ますが、まず地域移行の4,385人のうち640人
の方が地域生活への移行を目指しますが、施設への入所を希望される方もいます
ので、ここには記載しておりませんが、23年度末の入所者は4,080人を目
標としております。そして右側の施設入所者支援につきましては、これは一ヶ月
あたりのサービス見込み量でありまして、これは23年度の平均をとっております
ので数値に相違がございまして、これを合わせて右側と左側の数字になると考
えております。それともう一点ですが、地域生活移行でございまして、右側のサ
ービス見込み量のところに居住系と書いてあるところが、ここにありますグルー
プホーム、ケアホームが地域生活の受皿でございまして、これを今後つくって
いくことで地域移行を進めてまいりたいと考えております。以上でございまして

(大沢委員長)

岩城さん、よろしいでしょうか。地域移行をするのに受け皿はどうかというの
は非常に大事な視点です。受け皿をつくるというのは本当に難しいところなので
す。地域の方たちとのしっかりした連携が要ります。そのためには上手く地域の
方達の認識を共有できるようなことが必要だと思っております。県の施設もそうなん
ですけども、色々な工夫をさせて頂いております。ですから施設をどこにおくか
という地域だけの問題でなくて、もうちょっと広い領域での障害のある方と住民と
のユニバーサル化といいますか、共有した人間らしい暮らしのできる地域づくり
というのが必要なのだと思います。地域の住民の皆さん、それから地域で色々な
かたちで障害のある方のサポートをやって頂いているNPOの方々など、色々な
方達の連携を深めながらやらないと、認識が広まっていけないと思っております
ので、そのようなことを含めて、努力をすることが要ると思っております。もちろ
ん地域に移行するための施設作りはきちんとやっていかなければいけないと思
います。そんな工夫を重ねてやっていければと思います。その他何かご意見など
ございましてでしょうか。

(神谷美智子委員)

5ページの右側の7番についてですけども。早期発見及び住宅確保と生活保護
の適用ということですけども、生活保護を受けるには住所がないと受けること
できません。それで住宅確保ですけども、県営住宅が上限に合わない収入が、家
族4人で500万円以下でなければならぬのに、その上限に達しない世帯が90
0何人あると新聞に出ておりました。ですから、県営住宅というのは、建設部
が担当されていると思うんですけども、こういう横のつながりを密にして、違反し

ている入居者を退去させて、そういう低所得の人に、県営住宅は3Kで月3万ちょっとの家賃だそうです、なかには1800万の年収の人も入居していると新聞に載っておりましたので、できるだけ民間は家賃が高いので、この住宅確保で、県営住宅で違反している人を早く退去させて、低所得の方たちに入って頂けるように努力していただきたいと思います。以上です。

(大沢委員長)

住宅については行政の枠組みから言えば少し違った領域の問題かもしれませんが、福祉の領域はどうしてもそうになってしまって、暮らしの問題などは横のつながりがないととても解決つかないと思います。社会福祉領域の固有の問題もございますが、今の点についてはいかがでしょうか。

(地域福祉課 鎌倉課長)

最近雇用対策推進本部という会議を立ち上げまして、そこでは雇用から住宅の確保がどうしても必要なものですから、建設部から我々健康福祉部も入ってそのような連携が最近密になっておりまして、非正規の人材確保という面からそういう会議を何回もやっておりますので、今おっしゃられたようなことはまた申し伝えておきます。なかなか県営住宅も独身住宅なんかは本当に抽選にすると何十倍にもなるというようなことで、特別にホームレスの方を対象に6戸だけ頂いているのですが、我々としては6戸くらいなんだと思っているのですが、その6戸確保するのも建設部に言わせると大変だということで、今待っている十数倍の方たちにどう説明すればいいかということになってしまいます。ですので、先ほど言われましたように高い収入の方が入居しておられるのは県民感情から言ってもおかしいので、そのようなお話があったということをお伝えしておきます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。その他、4計画について、どこでも構いません。お気づきの点などございましたらどうぞ。

(岩城委員)

どこがというわけではありませんが、あえて言えば、先ほどの3ページの障害福祉に絡むところでございます。地域に障害のある方の住まいを確保する時に、グループホーム、私もあるグループホームに関わっているのですが、ある精神障害のある方はじいっと人の家を見ているという癖がありまして、近隣の人から見ると、何か嫌な感じがして、非常に差別感情を植えつけてしまうんですね。

もう一つは児童養護施設についてです。ある養護施設が、あるところに作ろうとしたら、ものすごい住民反対が起きて、こんなところに児童養護施設を作ったらどうなるんだ、非行少年が増えるのではないかとかいう意見がありました。このような地域の差別感情をどうやってなくすかという施策、ソフトの部分かもしれませんが、箱モノをつくるということも大事かもしれませんが、その箱モ

ノの周りの人達の理解、地域住民に対して行政が積極的に働きかけていくというところが無いと、民間に委託するだけではとても民間だけで対応できないので、そのあたりのサービスの的なものがなにかお考えがあればお聞かせ願いたいです。

(障害福祉課 小山課長)

障害福祉課長の小山でございます。今の委員のお話を伺います中で申し上げますと、平成19年度から心のバリアフリー推進事業というものを立ち上げて始めております。これはまさしく地域で活動されているNPO法人等の方達とこちら側が同じ地域で障害のある方と地域住民が安心して暮らせるような話し合い、タウンミーティングといったものを県内で開きまして、障害のある人ない人も地域で安心して暮らせる社会づくりのために話し合いをする場をもっております。平成19年度におきましては、数は今はっきり覚えていませんが県内で十数か所のNPO法人の方々にお願いして行っておりまして、およそ3,000人を超える参加者がみえています。20年度においても同じようなことを県内で行っておりますし、またシンポジウムなども開きまして、理解を得るような活動を行っております。今後もそういった活動を続けながら県民に理解して頂けるような活動を続けていきたいと思っております。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。いずれにしても障害のある方とそうでない方が一緒に交流をするというような場が色々な形でもてるのがいいなと思っております。障害のある人ない人が一緒になって交流ができていくことで、人間的な輪というようなものが作り上げられていくと思しますので、今言われているようなことは、我々も承知しておりますけども、そのようなことも含めて、多くの人達と肌触れ合って語り合えるような、そういう場をたくさん積み重ねていかないと本当に難しい。私自身も財団でやっている移行のための施設を置くという一つだけをとっても大変なわけです。第一は先ほど言ったようなこと、二つ目は、地域移行でこの場所が適当だと考えた時、それを移行させようとした時の地域の人たちとの相互理解の努力、これが二つ重ならないと上手くいかないのではないかと思います。そんなことも含めて、これから県の方も進んでいってほしいと思います。そのように進むよう一層努力して欲しいと思います。その他でございますでしょうか。どうぞ。

(安藤委員)

よろしく申し上げます。1番最初のところで、資料3の1ページのところで、21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画で、今回の計画のポイントのところで、2番目のところで児童とあり、その下のところで障害者、高齢者、地域福祉とあるわけですが、この表を見ていますと4計画についてというところで言うと下の3つ、障害者、高齢者、地域福祉というのはそれぞれの計画としてここに単独でジャンルが設けられているわけでありまして、児童のところについても先ほ

どお話がありますよう少子化というのは非常に深刻な問題となっているわけで、そのことについても今保育所のあり方も含めて少子化対策特別部会という部会で国の方でも論議をされているわけですが、その保育所問題だけではなくて、学童保育の問題だとか、雇用対策で例えば育児休業や産休という問題についても、制度はあるわけですが、実際に雇用の関係で正規採用職員については育児休業もきちんととれるけれども、パートとか臨時採用職員については対象にならないということがたくさんあるわけですね。実際に雇用の状況を見ても、正規採用職員というのはいったい何パーセント、何割あるのか。つまりかなりの、いわゆる正規雇用以外の雇用形態が30パーセント、40パーセントという状況に男性にあってもあるということで、そうすると育児休業にしても父親の育児参画とあっても、これが正規雇用でないと受けられないという問題が実際にあるわけですね。それから実際に子どもを産むとといったときの、出産に対する手当は多少あるけれども、今度は医療ということになってくるとまた別の問題になってくる。これもやはり総合的に出産に対する援助、支援ということで、枠組みをきちんと連携していかなければならないと思います。そうしたことから言うと、児童分野でもって、この一つの分野が総合的な第1の枠組みの中で児童がぼつんとあるだけでして、あとの障害、高齢、地域福祉というところで一つのジャンルが設けられているわけですが、この5計画についてというところでも、もう一つ児童については児童福祉法という根拠法がきちんとできているわけですね、それに基づいて他の機関との連携も含めた、いわゆる数値でもって目標が示されるようなものもやはり具体的にすすめていくべきではないだろうかと思えます。立場上手前味噌な意見になるかもしれませんが、全体的に言えば、少子化というのは例えばフランスを例にとれば家族政策という面で非常に多額な公費を投入して今実績もあげているという事例もあるわけでありまして、児童における福祉計画をおぎなうジャンルとして、ここにもってきて頂くというのでは、いかがなものかと、要望意見として、申し上げたいと思えます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。いずれにしましても、この21世紀あいち福祉ビジョンは作成されて現在第4期実施計画となっているわけですね。先ほどもありましたが次世代育成対策行動計画を改訂するというのを視野に入れながら、引き続き福祉ビジョン計画を進めていくというふうにしていけば、それはそれでいいのです。児童についての取り組みは、福祉ビジョンの中でも今言われているようなことが、視点として入って、それで進めていると思えます。五つの計画にまでもっていくのには、ここにありますように、次世代育成対策行動計画を改訂することで進めていこうとしていますから、そここのところでは、あるいは新しい独自計画になっていくのではないかと思います。いずれにしましても、今指摘されたようなことは、視野に入れながら、22年まで福祉ビジョンの計画の範囲でできるだけ改善をしていきたいということになると思えます。その他何かありますでしょうか。

それでは1時間半程度に及び、ある程度色々なご意見を伺いましたが、私としては大変うれしいわけで、私の想定している時間を越えて、色々な方に色々な方向からご意見を出していただきまして、この審議会が生きた審議会になっているのではないかと思います。深くお礼申し上げます。どうもありがとうございました。まだ、ご意見もあると思いますが、もしございましたら、事務局である医療福祉計画課に出していただきたいと思います。なお、この議事は公表されますので、今回ここでご発言いただいた方のご意見は出てきます。また、文書で出されたご意見等につきましても何らかの形でとりあげさせていただくことにしたいと思います。それではここでお開きにさせて頂きたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。本日は長時間に渡って非常に活発で有用な意見をいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。終わりにあたって、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

一点だけお願いしたいと思います。ただいま委員長の方からもご発言ありましたが、議事録を起こす前にテープから起こしたものにつきましては発言者の方にご発言を確認していただきたいと思いますので、事務局の方からご確認の依頼がありましたらにご協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(大沢委員長)

ということですので、後日確認があると思いますが、お手数ですが必要な手入れがあれば修正いただいて、きちんとしたかたちで議事録は公開したいと思います。それでは本日の社会福祉審議会はこれで終了させていただきたいと思います。どうも長い時間ありがとうございました。